

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ

20歳になったら  
国民年金に加入しましょう

国民年金は老後や万が一の事態に備え、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。新成人の皆さん、20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

■ 加入手続き

住民票をおいている市区町村の年金担当窓口で加入の申請手続きを行ってください。

■ 保険料（平成18年度）

月額1万3860円  
保険料に月額400円を加えて、将来受け取る年金額を増やす「付加年金制度」があります。

■ 保険料の割引（前納制度）

保険料をまとめて前払することで、保険料の割引が受けられる「前納割引制度」や「早割」があります。

特に口座振替の前納制度は月々現金で納めた場合と比較して、3490円（平成18年度）の割引となります。

口座振替の申請は、3月中旬までに行ってください。

■ 保険料が払えない場合は？

所得が少なく保険料が納められない場合や学生の場合、保険料の納付を猶予する「若年者納付猶予制度」「学生納付特例制度」があります。

猶予期間は最長10年ありますが、3年目からは一定の額が加算された保険料を納めていただくこととなります。

■ 年金がもらえるか不安  
年金は世代間の助け合いで

制度が成り立っています。負担額と受給額の増減は将来ありますが、保険料を納めていれば、年金がもらえなくなることはありません。

皆さんのご両親を支えるため、将来の自分のため、そして次の世代に大きな負担をかけないためにも、国民年金に加入しましょう。

■ 問合せ

- 市庁舎本館市民課  
年金係（内線2437）
- 東予総合支所市民生活課  
市民保険係（内線153）
- 丹原総合支所市民生活課  
市民保険係（内線208）
- 小松総合支所市民生活課  
市民保険係（内線133）

心身障害者扶養共済制度  
をご利用ください

障害のある方を扶養している保護者が保険料を納めることで、保護者が死亡したり、重度の障害になったりしたときに、障害のある方に終身年金を支給する制度です。

■ 加入できる方

障害のある方を扶養している65歳未満の保護者

■ 保険料

保護者の加入年齢で異なりますが、県や市の補助制度があります。

■ 扶養の対象となる方

知的障害者、精神障害者、身体障害者手帳1～3級の所持者、前記と同等の障害と認められる方

■ 支給される年金額

1口当たり月額2万円（2口まで加入が可能です）

■ 申込先

- 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係（内線2365）
- 東予総合支所福祉課 社会福祉係（内線131）
- 丹原総合支所福祉課 社会福祉・援護係（内線212）
- 小松総合支所福祉課 社会福祉・援護係（内線124）

明日のあなたを考えると・・・  
年金はあなたが主人公です。



住民票と印鑑登録証明書の交付が電話予約できます

市庁舎本館市民課と各総合支所市民生活課では、住民票の写しと印鑑登録証明書の交付について、電話による予約を受け付けています。電話予約をしておけば、市役所の執務時間外（夜間、土・日曜日、祝祭日など）にそれぞれの庁舎で受け取ることができます。

- 電話予約の受付日時 月～金曜日の8時30分～17時15分（祝祭日・年末年始を除く）
- 予約交付の電話番号 各庁舎の代表電話番号（当頁上記に記載）へおかけください。



※各書類の交付には1通につき200円の手数料が必要です。交付の際に持参いただくものなど、詳しくは電話予約の際にお問い合わせください。